

事 務 連 絡  
平成19年10月15日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課保健指導室長

「健診・保健指導の研修ガイドラインQ & A」の送付について

平成19年8月13日付健発第0813001号厚生労働省健康局長通知「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」を、各都道府県・保健所設置市・特別区及び関係団体宛に送付したところですが、その後、ご質問が寄せられていることにつきまして、現時点での考え方を別添「健診・保健指導の研修ガイドラインQ & A」にまとめましたので、今後の参考とされますよう、宜しく願いいたします。

なお、関係部局等への周知につきましても、併せてお願いいたします。

< 問い合わせ先 >

厚生労働省健康局総務課保健指導室

担当 あまるめ けんもつ 餘目 劔物

TEL: 03-5253-1111(内線 2391・2398)

e-mail : [hokenshidoushitu@mhlw.go.jp](mailto:hokenshidoushitu@mhlw.go.jp)

(別添)

「健診・保健指導の研修ガイドラインQ & A」

問1 「メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について」(健発 0813001号、H19.8.13 健康局長通知)に定められた研修は、保健指導を実施する者は必ず受講しなければならないか。

(回答)

実践者育成研修については、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)に「保健指導を実施する者は、保健指導のための一定の研修を終了していることが望ましい」とある通り、保健指導の質の向上を図る観点から修了していることが望ましいが、必ずこれを受講しなければならないものではない。

問2 同様に、研修の修了者に対する修了証の交付は、必ず行わなければならないか。

(回答)

修了証についても、必ずこれを交付しなければならないものではないが、修了したことを証するものであり交付することが望ましい。

問3 研修を担当する者については、企画者・講師ともに医師、保健師、管理栄養士と規定されているが、事務職は該当しないのか。

(回答)

研修を担当する者については、企画者・講師ともに原則として、健診・保健指導の研修ガイドライン(確定版)に記載された者(医師、保健師、管理栄養士)が実施することが望ましい。

国(中央)レベルのリーダー育成研修を受講した者の中には事務職も含まれており、研修の企画・講師(計画・評価編等)とともに実施することは、可能と考える。